



## オーナー経営者の身近にいる税理士等士業に向けて

高齢化社会を迎えて、オーナー経営者も高齢化が進んでいます。

信託には財産管理の機能があることは本編で十分にご理解をいただけることでしょう。成年後見制度は、制度発足から13年目にして制度として浸透するようになってきました。新信託法が改正されたのが平成19年からですから、こちらはまだ6年が経過しただけです。今後はこの制度が浸透してくるようになるでしょう。

信託契約は手作りです。それぞれ会社に最も良い考えを採用することができます。オーナー経営者の考え方、後継者の意向などそれぞれの事情を一番把握しているのは、近くにいる税理士・会計士をはじめとする士業の方々ではないでしょうか。オーナー経営者の意思が明確なうちに、両者の希望を反映させて、上手な契約関係を作り上げる、これが信託の最も有効な活用です。



## 自社株を後継者に～遺言代用信託の利用

事業承継には自社株式の相続が重要ですが、遺言であると執行までに時間がかかったり、またオーナーの気分で簡単に変更されてしまうこともあります。しかし、信託を利用して自社株式の名義を後継者にすると、信託は契約ですからその契約が継続されることになり、後継者は安心して経営にあたるのが可能となります。どのような内容にするかは専門家のアドバイスが重要となります。個々のケースで手作りとなります。



## 経営権の確保～議決権指図権の利用

後継者が事業を継承していくうえで必要なのは、経営権です。必ずしも法人の財産権を必要としているわけではありません。それなのに自社株式をそのまま取得する場合には多額の税負担が必要とされます。また、民法による兄弟が皆平等であるという考えからの遺留分についての配慮があると、自社株式の多くを後継者が取得することは難しくなります。

信託を活用すると、財産権すなわち受益権は後継者以外の相続人も入れて遺産分割をし、ただし経営権に必要な議決権は後継者が保持するよ

うなことが可能になります。時代は事業承継の潮流を財産権から経営権の引継ぎへと変化させていますので、信託の活用は時代の要請に合った手法であるといえます。



### 税法を意識して

信託制度を利用する時に、税に関することも十分に意識をして進めることが必要です。税の問題も複雑に絡み合っているため、どの制度をどのように利用したらよいか理解をしたうえで、選択をしていかなければなりません。また、税制がネックになり、せっかくの信託の制度を十分に利用することができない場面のあることを、承知しておかなければなりません。

オーナー経営者の最も近くにいる職業会計人は、どうしても税金対策を思い描き、節税になるかという判断基準を前面に出してしまう傾向があります。節税も重要ですが、オーナー経営者にとって最も重要なことは、いかにスムーズに事業が引き継がれるかという点です。

税理士・会計士はこの点を十分に理解したうえで、税の論点を十分に把握してオーナー経営者に対してコンサルティングをしていかなければなりません。



### コンサルタントの利用～実務経験を活かして

法律も税務も専門性が要求されるような時代になりました。何でもこなせる名医がないように、事業承継に関してもすべてに得意になることはたいへん困難なことです。信託に関しては経験のない職業会計人等にとってはたいへん難しいことに思え、どこから手をつけたらよいか皆目見当が付かない、そんな恐れがあります。

そこで、経験が豊富な専門家にコンサルティングを受けるという方法が適当でしょう。信託という制度のメリットは、本編に十分解説されています。しかし、実行が伴わなければせっかくの制度も活かすことができません。信託に精通している信託会社、先駆者たる税理士・会計士、司法書士、これらの方々のドアを開いてください。きっと制度の発展のためにノウハウの提供は進めてくれると考えます。世の中のために本制度が上手に利用されることを心から祈念しています。

平成 26 年 1 月

成田一正

# 目 次

## 第1章

### 相続・事業承継で信託が注目される 今日の事情

1	信託が注目される事情	10
[1]	リスクに対する解決法	10
	コラム：国政は国民の信託による	11
[2]	こうすれば信託がわかる	12
[3]	信託の普及の担い手	12
	コラム：信託で私的年金を作ろう	13
2	信託制度の成り立ち	14
[1]	信託の定義	14
[2]	委託者の信頼に応える受託者の義務	15
	コラム：民事信託と商事信託	16
[3]	信託制度の成立	17
	コラム：民法と信託法はどちらが優先するか	18
[4]	信託法の原型	19
	コラム：米国の民事信託の例	20
3	信託財産の保護	21
[1]	委託者の倒産からの隔離	21
[2]	受託者の倒産からの隔離	21
[3]	受託者の権限違反行為の取り消し	22
[4]	経済的実態に着目した信託税制	23

## 第2章

### 信託制度の他の法律制度に対する優位性

1	信託の仕組み	26
[1]	信託用語の定義	26



[2] 受益権	27
コラム：子孫に美田を残すな	29
<b>2 受託者の義務</b>	30
[1] 受託者の主な義務	30
コラム：人は思い出に生きる	31
[2] 受託者の分別管理義務	32
[3] 受託者の監督	33
[4] 受託者の解任、変更等	34
[5] 信託会社と信託銀行	35
<b>3 信託の特徴と優位性</b>	36
[1] 財産管理制度の比較	36
[2] 信託の転換機能	37
<b>4 信託の種類</b>	41
[1] 信託法における信託の種類	41
[2] 信託業界における分類	44
コラム：指図権付信託	45
コラム：遺言の執行可能性	46
<b>5 遺言と信託</b>	47
コラム：遺言と信託はセット	49

## 第3章 信託活用の多様なニーズ

<b>1 企業オーナー</b>	52
[1] 後継者が決定している企業オーナー	53
[2] 後継者を決めていない企業オーナー	58
[3] リタイアした企業オーナー	59
コラム：中小企業の事業承継	63
<b>2 不動産所有者</b>	65
[1] 相続・資産管理に不安のある不動産オーナー	66
[2] 高齢となった不動産オーナー	68

3	海外財産の保有者	70
[1]	海外の金融機関に資産がある富裕層	71
[2]	海外の不動産を所有する富裕層	74
4	篤志家	75
[1]	公益への寄附を希望する人	75
[2]	寄附と資産承継をあわせて考える企業オーナー	76
5	家族の特殊な事情を抱える方	77
[1]	高年齢で再婚した家族の資産承継	77
[2]	障害者を子供に持つ親の資産承継	78
6	開業医等の専門サービスの提供者	80
[1]	開業医等の老後資金の準備	80
[2]	専門家として金融資産の運用はその専門家である 受託者に任せる	81
[3]	医師を継ぐ子供たちへの支援	83

## 第4章 信託活用の実践事例

1	中小企業の事業承継における活用事例	86
[1]	議決権を承継する「遺言代用信託」	86
	子供たちに事業承継するケース	86
	親族外の後継者に事業承継するケース	91
[2]	次世代以降への株式の承継 （「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」の活用）	97
	子、孫へと一族で事業を承継するケース	97
	[自社株以外] 後継ぎ遺贈型受益者連続信託を活用した資産承継	103
[3]	後継者がまだ決定していない場合の株式承継信託	108
	将来は孫が経営者となることを望むオーナーのケース	108
2	資産運用を目的とする信託活用	112
[1]	海外資産の運用、管理	112
	海外の金融機関に口座を持つ老夫婦のケース	112

[ 2 ] 一任型運用の利用	118
M&Aで企業を売却したオーナーのケース	118
<b>3 資産保全と資産承継のための信託</b>	124
[ 1 ] 高齢者の資産管理に信託を活用	124
子供たちが遠隔地に住む高齢の不動産オーナーのケース	124
コラム：資産管理が難しくなった方々への援助として信託を活用	128
[ 2 ] オーナー資産の倒産隔離	128
万が一企業が倒産しても家族の資産を守りたいオーナーのケース	128
[ 3 ] 信託の転換機能を活用した財産管理 (受益権複層化信託の活用)	132
引退した企業オーナーの退職金を有効活用するケース	132
コラム：受益権を分割した信託について	140
<b>4 贈与税の非課税措置を使う信託</b>	141
[ 1 ] 障害者保護のための信託	141
障害を持つ子への療養費を心配する企業オーナーのケース	141
[ 2 ] 教育資金贈与信託	146
留学経験のある企業オーナーが孫への教育資金を支援するケース	146
<b>5 公益活動のための信託活用</b>	152
[ 1 ] 公益信託	152
[ 2 ] 特定寄附信託	155
[ 3 ] 信託の転換機能を活用した母校への寄附	159
寄附と資産承継をあわせて検討する企業オーナーのケース	159
<b>6 上場企業オーナー家の信託活用事例</b>	161
[ 1 ] 保有株式を一定数売却したいオーナー家	161
上場後に株式の売却を希望する上場企業オーナーのケース	161
[ 2 ] オーナーに万が一のことがあった場合の売却制限	163
相続人が承継した上場株式の売却を制限したい 上場企業オーナーのケース	163
<b>7 相続時精算課税制度と自社株承継信託の併用</b>	165
引き続き株価の上昇が見込まれる優良企業オーナーのケース	165

## 8 民事信託と商事信託について……………169

**第5章 信託税制に関する取扱い**

<b>1 信託税制概要</b> ……………	174
[1] 課税の基本的事項……………	174
[2] 信託の設定時……………	175
[3] 信託収益の発生時……………	178
[4] 受益権が他の者に移転した場合……………	180
コラム：受益者が存しない信託……………	182
[5] 受益者等が存しない信託において新たに受益者になる場合……………	185
[6] 信託の終了等による信託財産の元本の分配時……………	185
[7] 特殊な信託に対する税の優遇措置……………	185
コラム：変更不能の信託……………	187
<b>2 信託受益権の相続税評価額</b> ……………	188
[1] 相続税評価の原則……………	188
[2] 受益者連続型信託に係る権利の価格の特例……………	188
[3] 受益権複層化信託の場合……………	189
コラム：信託の受益権の評価方法の改正……………	190
コラム：元本の受益権と収益の受益権……………	191
<b>3 信託税制の応用例</b> ……………	192
[1] 簡単な資産承継の事例……………	192
[2] 信託により課税時期等を変更する場合……………	193
コラム：家族信託の原型……………	194
[3] 信託の内容により権利関係が変わっても、税法の みなし規定により課税時期等が変わらない場合……………	195
コラム：信託財産と受益権の関係……………	196
[4] その他注意すべき信託税制……………	198

## 凡 例

本文で使用している法令等の略称のうち、主なものは以下のとおりです。

- 信法……………信託法
- 信業法……………信託業法
- 措法……………租税特別措置法
- 法法……………法人税法
- 法基通……………法人税法基本通達
- 相法……………相続税法
- 相令……………相続税法施行令
- 相基通……………相続税法基本通達
- 登免……………登録免許税法
- 所法……………所得税法
- 所令……………所得税法施行令
- 評基通……………財産評価基本通達
- 消法……………消費税法
- 地法……………地方税法
- 会 ………………会社法
- 兼営法……………金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

例) 信法 2 ②—…信託法第 2 条第 2 項第一号



# 第 1 章

相続・事業承継で  
信託が注目される  
今日的事情

# 相続・事業承継で信託が注目される今日的事情



## 信託が注目される事情

### 〔1〕 リスクに対する解決法

信託制度は、資産保全と資産承継を効率的に行う法律制度です。書店には相続・事業承継に関する文献が多数あり、その対策はほぼ出つくしたのではないかと思います。こうした状況において、なぜ信託が注目されるのでしょうか。これは通常法律制度では解決が難しい問題も、信託制度なら何らかの対応が可能であることが多いからです。

今日、世界は政治的にも経済的にも大きく変化を遂げようとしています。中でも、新興国の発展と先進国の低迷、中国の台頭と資源需要の高まり、商品価格の高騰と日本の産業の空洞化、日本経済の長期低迷と貿易収支の赤字が顕著です。こうした中、国家財政の赤字と国債の累積、社会の老齢化の進展と年金財政の破たんリスクが高まっています。安倍新内閣は、異次元の金融緩和による景気刺激、消費税の引き上げ、規制改革などによる経済、財政、社会の改革を行おうとしています。今後、これによる金利上昇と国債の相場下落、円相場の急落と増税等のリスクの高まりが懸念されます。

東北大地震では未曾有の大津波に襲われ、多くの人々が命を奪われました。このような巨大な津波が押し寄せることは想定外であったので、防波堤の多くは役に立ちませんでした。この教訓から、防災

よりも避災が大切であるといわれています。さて、災害などのリスクとは、「不確実」なことをいいます。人の死は必ず訪れるのでリスクではありませんが、これを防ぐことはできません。私たちが死をリスクと感じるのは、自分の死を想定したくないからです。現代の高齢化社会においては、早死にリスクより長生きリスクへの対応が求められています。事前にこれを想定し、計画的に対策を講じておきたいものです。

こうした今日的事情において、個人レベルでできることは限られていますが、信託制度を使えば、例えば政府に頼らずに私的年金を作る、家族に対する適切な資産承継対策を行う、資本市場の変動に対処するために専門家による適切な投資管理を行うなどいろいろな対策を打つことができます。

### 国政は国民の信託による

日本国憲法の前文には「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである」とあります。ここでの「信託」の観念は受託者責任に由来するものであり、信託法における信託ではありませんが、その意味するところは信託の精神そのものです。

すなわち、国政は「委託者」である国民から「信託」を受けたものであるから、「受託者」である国民の代表者は「信託財産」である国政を、自己のためではなく、「受益者」である国民のために行使すべきであると説いています。為政者は、受託者として国民のために政治を行う責任があります。





## 【2】 こうすれば信託がわかる

信託法や信託税制の文献は少なくありません。しかし、信託制度の理解は難しいといわれます。その原因は、説明が抽象的であり、信託制度の活用例の紹介が少ないこと、制度の成り立ちの理由や背景などが書いてないためと思われます。本書は家族信託に焦点を絞り、一般の読者でもわかりやすいように、その活用の具体例を多く使用し、その記述は簡明にしました。さらに制度の立つ理由やその背景、信託制度の精神についても解説しました。

また、信託税制においては、類書ではあまり触れていない受益権複層化信託について、たち入った分析を試みています。この結果、類書では得られない、信託制度やその税制の本質の何かを少しでも感じていただくことができるのではないかと期待しています。

コラムでは、本文からはそれますが、信託の重要な断片を解説しました。これも類書にはない試みです。

## 【3】 信託の普及の担い手

日本では信託制度が一般の人々にとって身近になっていないこと、一般の人々は大陸法的な所有権の絶対性に対する信仰が根強いので、信託財産の所有権が受託者へ移転することに不安を抱くことなどが原因といわれています。信託制度が一般の人々に普及するには、専門家（弁護士、税理士・会計士、フィナンシャル・プランナー、実務家等）の方々によるコンサルティングが必要です。個人のための信託の先進国である米国では、多くの専門家が活躍しています。私は日本で信託制度の普及が遅れている原因は、信託制度に対して理解がある専門家がまだ少ないことだと思います。

一般の人々は銀行預金は金銭を「預けて」いるだけだから安全だと考えていますが、預金者の金銭の所有権は、法律的には銀行に移転し銀行の信用リスクにさらされています。安全だと思われる銀行預金より、信託のほうが実は法的保護が厚いことを一般の人々





に知ってもらう必要があります。委託者が信託した財産（信託財産）は、受託者の倒産から隔離されるなどの手厚い法的保護があります。本章の「3. 信託財産の保護」（P.21）を参照ください。

信託の先進国である米国では、富裕層の相続対策や資産承継対策に、ほとんどの場合、信託が使われます。そこで使われる信託は、委託者またはその家族が受託者になる信託（民事信託）です。例えば、委託者である夫婦が自らを受託者と宣言します（信託宣言）。民事信託は信託を身近なものとして利用できますし、委託者自身が受託者になる信託（自己信託）では、信託設定の心理的障害になる所有権の移転がなく、その運営も自由に行うことができます。日本でも民事信託や自己信託を使うことができます。

### 信託で私的年金を作ろう

米国では、委託者定期金留保信託（Grantor Retained Annuity Trusts=GRATs）が普及しています。これは、資産家が高収益の財産を信託して、資産家自身が信託財産から発生する収益を定期金として受領する権利を留保し、信託の満期に残余の信託財産を受領する権利をその家族の者に贈与する仕組みです。これにより自分の老後のための自前の年金（私的年金）を準備し、同時に残余財産を次世代に承継することができます。

日本においても、公的年金制度に不安のある今日、制度の破綻リスクを回避するために、自前の年金を作るとは豊かな老後を送るためには必要ではないでしょうか。米国と日本では税制が違いますから、これを日本にそのまま導入することはできませんが、日本の事情に合わせて類似の仕組みを作りたいものです。



## 信託制度の成り立ち

### [1] 信託の定義

信託とは、**信頼**のおける人に自分の財産を託し、一定の目的のためにその管理・処分をしてもらうことをいいます。例えば、投資家が家族のために資産を運用する目的で、信託会社等と契約等を締結し、信託会社等に資産を移転してその運用と管理を任せ、その運用益と元本を家族に分配してもらうことを信託といいます。この場合、投資家を「**委託者**」、家族を「**受益者**」、目的を「**信託目的**」、信託会社等を「**受託者**」、契約等を「**信託行為**」、資産を「**信託財産**」、運用益等の分配を「**信託利益の給付**」、といいます（信法2②～⑦）。受託者は委託者の信頼を受けて財産管理を全面的に任せられるのでその責任は重大です。

信託関係者である委託者、受託者、受益者と信託財産との関係を図にすると次ページのようになります。

信託法は、「信託とは信託行為により特定の者（受託者）が一定の目的……に従い財産（信託財産）の管理または処分……その他の当該目的（信託目的）の達成の為に必要な行為をすべきものとする」と定義しています（信法2①）。この定義で注目すべきは、信託関係者のうち、受託者だけしか定義の中に入っていないこと、そして受託者のなすべき行為が強調されていることです。委託者は信託設定後には多くの場合重要性がなくなり、受益者は必ずしも必要ではありません。これに対し受託者は不可欠であり、その責任が次に述べるように重要だからです。

## ■組織概要

### J P コンサルタンツ・グループ

経営連合化の下に先進会計事務所が専門力を結集させた会計人組織として平成 20 年に発足。幅広い顧客ニーズに対してワンストップサービス体制を整え、的確に解決策を見出す実践的な手法は評価が高い。組織の母体となる構成事務所は関東全域をはじめ、広く全国にわたり、税務戦略、業績改善、組織再編、相続事業承継対策などに多くの実績を有する。特に相続対策をはじめとする資産税業務はグループの中核テーマと位置付け、税務対策全般から納税資金対策・土地活用・物納戦略・遺言活用等に至るまで、その業務範囲は幅広い。さらに講演活動や執筆活動にも積極的に取り組む姿勢は、各方面から賞賛の声が寄せられている。

J P コンサルタンツ・グループ統括本部

東京都千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア

T E L : 03-5259-8089 H P : <http://www.jp-cg.jp/>

### 一般社団法人 民事信託活用支援機構

民事信託の健全な活用の実現を目的として 2015 年 12 月に設立。税理士、弁護士、信託実務家の専門家会員で組織される『専門家協議会』の運営を行い、実務で民事信託に取り組む専門家の支援を行っている。専門家支援に加え、民事信託の受託者支援も活動の目的としている。今後、民事信託の活用ニーズはますます高まることが考えられ、税務面、法務面及び実務面に精通した各専門家と連携する当法人の活動は大いに期待される。また、家族や家族が関係する法人が受託者を務める民事信託が適切に運営されるよう、信託の実務に慣れていない受託者への各種のサポートも大変重要な支援業務となる。民事信託のあらゆる局面を支援し、『専門家協議会』の会員のビジネスの推進と健全な民事信託の発展を目指し活動する。

一般社団法人民事信託活用支援機構

東京都千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア

T E L : 03-3524-7258 H P : <http://www.shintaku-shien.jp>

## ■監 修

### 成田一正（なりた かずまさ）

税理士法人おおたか代表税理士・公認会計士。大手監査法人を経て、平成元年に成田公認会計士事務所、平成23年に税理士法人おおたかを設立。事業承継をはじめ、株式公開や公益法人サポートなど、手掛ける業務は幅広い。著書「事業承継・自社株対策の実践と手法」「新事業承継税制ハンドブック」「Q & A 事業承継・自社株対策の実践と手法」等多数。J P 税務戦略研究会顧問。

税理士法人おおたか

東京都中央区日本橋馬喰町 1-1-2 ゼニットビル 6F

T E L : 03-5640-6450 H P : <http://www.ootaka.or.jp/>

## ■著 者

### 高橋倫彦（たかはし ともひこ）

一般社団法人民事信託活用支援機構理事長。40年以上にわたる信託業務の経験を持つ。外資系信託銀行の役員を歴任。とくに家族のための信託の分野では日本でも数少ない専門家で、プライベートバンキングの豊富な経験に基づき承継問題への信託を用いた画期的な解決策の提案・構築を強みとしている。米国の家族のための信託にも通じている。受益権複層化信託については現行法のもとに深い分析をしている。論文週刊 T&A master No. 598号「受益権複層化信託の所得課税」、同 No. 619号「受益権複層化信託の相続課税」。

### 石脇俊司（いしわき しゅんじ）

一般社団法人民事信託活用支援機構理事。外資系生命保険会社、日系証券会社、外資系金融機関、信託会社を経て、本機構の立上げに参画。金融機関での経験を活かし、企業オーナー等の資産承継対策の信託実務に取り組む。会計事務所と連携した企業オーナーや資産家への金融サービスの提供業務にも経験が豊富である。



## ■製作協力

### 戸島潤吏（としま じゅんじ）

ペンデル税理士法人 社員税理士

東京都新宿区西新宿 6-6-3 新宿国際ビルディング新館 6階

T E L : 03-5990-5910 H P : <http://www.pendel.jp/>

### 森瀬博信（もりせ ひろのぶ）

すばる会計事務所 所長税理士

東京都台東区竜泉 3-39-5 スバル合同ビル

T E L : 03-5603-2457 H P : <http://www.subarukaikei.com/>

### 益本正蔵（ますもと しょうぞう）

税理士法人総和 代表社員税理士・公認会計士

東京都港区南青山 3-17-14 中山ビル 5階

T E L : 03-5414-5855 H P : <http://www.m-partners.jp/>

### 嶋 敬介（しま けいすけ）

株式会社ノースアイランド 代表取締役 税理士

東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸ビル 10階

T E L : 03-3216-2004 H P : <http://www.knowsi-land.jp/>

### 前田 剛（まえだ たけし）

税理士法人あおい経営支援 社員税理士

東京都板橋区志村 1-30-15 亀山館 3階

T E L : 03-3960-3311 H P : <http://www.aoitax.com/>

### 小林 登（こばやし のぼる）

税理士法人 J P コンサルタンツ 代表社員税理士

千葉県松戸市本町 7-10 ちばぎん松戸ビル

T E L : 047-308-5661 H P : <http://www.jpccg.co.jp/>

### 原田篤志（はらだ あつし）

税理士法人みどり会計 代表社員税理士

神奈川県平塚市宝町 12-13

T E L : 0463-23-6607 H P : <http://www.midori-k.jp/>

### 友野由希子（ともの ゆきこ）

友野会計事務所 税理士

埼玉県さいたま市北区植竹町 1-43-2

T E L : 048-666-0756 H P : <http://www.tomono-kaikei.com/>

**茂木浩之（もぎ ひろゆき）**

茂木税務会計事務所 副所長税理士

埼玉県川口市芝中田 1-33-13

T E L : 048-265-1345 H P : <http://www.bizup.jp/member/mogi/>

**中野隆二（なかの りゅうじ）**

税理士法人合同会計 代表社員税理士

群馬県高崎市矢中町 617-1

T E L : 027-347-0933 H P : <http://www.t-gk.co.jp/>

**小林恒夫（こばやし つねお）**

小林会計事務所 所長税理士

栃木県宇都宮市中今泉 4-30-8

T E L : 028-660-8411 H P : <http://www.kobayashi-kaikai.jp/>

**久納幹史（くのう かんじ）**

久納公認会計士事務所 所長公認会計士・税理士

愛知県名古屋市中区栄 3-27-33 ロータリー栄ビル

T E L : 052-262-5608 H P : <http://www.kunoh-kaikai.com/>

**杉浦康晴（すぎうら やすはる）**

葵総合税理士法人 代表社員税理士

愛知県名古屋市中区千代田 3-14-22

T E L : 052-331-1768 H P : <http://www.aoi-cms.com/>

**井上鐘蔵（いのうえ しょうぞう）**

税理士法人マネイジメント総研 代表社員税理士

大阪府大阪市中央区本町 3-5-2

T E L : 06-6263-5000 H P : <http://www.tmi.or.jp/>

**金井大輔（かない だいすけ）**

税理士法人 J P コンサルタンツ 社員税理士

つくば本部：茨城県つくば市研究学園 5-11-1 サーパスつくば研究学園 1 階

T E L : 029-863-3771 H P : <http://www.jpccg.co.jp/>

## ■ J P 信託事業承継相続対策サポートセンター

J P コンサルタンツ・グループでは、信託を活用した事業承継相続対策に関する相談案件の窓口として、全国主要都市に地域サポートセンターを設置しています。

中小企業オーナー経営者、不動産所有者、その他個人資産家の皆様方から寄せられたご相談に対して、東京本部と地域サポートセンターの連携により、信託に精通したプロフェッショナルが対策立案から実行・フォローに至るまで一貫した支援体制を整えて、皆様方のご要望にお応えしていきます。

初回のご相談は無料で承りますので、お気軽に運営事務局までお問い合わせください。

### [ 東京本部 ]

#### 税理士法人おおたか

東京都中央区日本橋馬喰町 1-1-2 ゼニットビル 6 階

T E L : 03-5640-6450

H P : <http://www.ootaka.or.jp/>

### [ 北日本サポートセンター ]

#### 税理士法人アシスト合同会計

北海道札幌市北区北 31 条西 4 丁目 1 番 2 号

T E L : 011-727-5143

H P : <http://www.assist-kaikei.co.jp/>

### [ 関東信越サポートセンター ]

#### 税理士法人 J P コンサルタンツ

千葉県松戸市本町 7-10 ちばざん松戸ビル 8 階

T E L : 047-308-5661

H P : <http://www.jpccg.co.jp/>

### トーク税理士法人

千葉県千葉市若葉区都賀 3-9-1 都賀 M 3 ビル 2 階

T E L : 043-234-5553

H P : <http://www.talk-group.co.jp/>

### 友野会計事務所

埼玉県さいたま市北区植竹町 1-43-2

T E L : 048-666-0756

H P : <http://www.tomono-kaikei.com/>

### 稲垣紀秀税理士事務所

埼玉県さいたま市浦和区岸町 4-25-15 小松ビル 401

T E L : 048-829-7670

H P : <http://www.inagakikaikei.net/>

### 茂木税務会計事務所

埼玉県川口市芝中田 1-33-13

T E L : 048-265-1345

H P : <http://www.bizup.jp/member/mogi/>

### 下田会計事務所

埼玉県川越市東田町 5-33

T E L : 049-247-6000

H P : <http://www.shimodakaikei.com/>

### 税理士法人合同会計

群馬県高崎市矢中町 617-1

T E L : 027-347-0933

H P : <http://www.t-gk.co.jp/>

### 小林会計事務所

栃木県宇都宮市中今泉 4-30-8

T E L : 028-660-8411

H P : <http://www.kobayashi-kaikei.jp/>

### 清野宏之税理士事務所

茨城県土浦市荒川沖東 2-6-6

T E L : 029-842-2538

H P : <http://www.kiyono.jp/>

### 税理士法人 J P コンサルタンツ つくば本部

茨城県つくば市研究学園 5-11-1 サークパスつくば研究学園 1 階

T E L : 029-863-3771

H P : <http://jpcg.co.jp/>

### 税理士法人みどり会計

神奈川県平塚市宝町 12-13

T E L : 0463-23-6607

H P : <http://www.midori-k.jp/>

### 高橋浩税理士事務所

神奈川県厚木市愛甲東 2 丁目 16 番 23 号

T E L : 046-250-5000

H P : <http://www.ta5000.com/>

### 税理士法人 L R パートナーズ

神奈川県川崎市高津区久本 3-3-14 エルアールビル

T E L : 044-811-1247

H P : <http://www.lrm.co.jp/>

### 税理士法人誠和コンサルティング

神奈川県川崎市中原区上小田中 6 丁目 12 番 1 号 3 階

T E L : 044-744-1230

H P : <http://www.0447441230.com/>

### 税理士法人小林会計事務所

神奈川県横浜市港北区新横浜 2-6-13 新横浜ステーションビル 1 階

T E L : 045-475-3677

H P : <http://www.kobayashi-jp.com/>



## [ 東京サポートセンター ]

### ペンデル税理士法人

東京都新宿区西新宿 6-6-3 新宿国際ビルディング新館 6階

T E L : 03-5990-5910 H P : <http://www.pendel.jp/>

### あおい税理士事務所

東京都新宿区西新宿 7-5-8 GOWA 西新宿ビル 9階

T E L : 03-3369-8803

### 税理士法人アルタ東京会計事務所

東京都新宿区新宿 3-32-10 松井ビル 8階

T E L : 03-5919-2680 H P : <http://www.alta-tokyo.com/>

### すばる会計事務所

東京都台東区竜泉 3-39-5 スバル合同ビル

T E L : 03-5603-2457 H P : <http://www.subarukaikei.com/>

### 税理士法人あおい経営支援

東京都板橋区志村 1-30-15 亀山館 3階

T E L : 03-3960-3311 H P : <http://www.aoitax.com/>

### 税理士法人総和

東京都港区南青山 3-17-14 中山ビル 5階

T E L : 03-5414-5855 H P : <http://www.m-partners.jp/>

### 東京中央税理士法人

東京都港区西新橋 1-9-1 アコール新橋 2階

T E L : 03-6206-6785 H P : <http://www.tokyo-chuou.jp/>

### フローラ会計事務所

東京都港区芝浦 4-19-1 芝浦アイランドケーブタワー 2513号

T E L : 03-5442-3458 H P : <http://www.floratax.com/>

### 株式会社ノースアイランド

東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸ビル 10階

T E L : 03-3216-2004 H P : <http://www.knows-land.jp/>

### 山本晃司税理士事務所

東京都千代田区 2-1 番町ハイム 215号

T E L : 03-6272-9547 H P : <http://www.ky-taxoffice.jp/>

### 木村税理士事務所

東京都中野区中野4丁目5番1号 K.Iビル6階

T E L : 03-3387-6667

H P : <http://www.kimura-taxacc.com/>

### 大久保会計事務所

東京都荒川区町屋8-8-7

T E L : 03-3892-4426

H P : <http://www.oksupport21.com/>

### 山口淳一税理士事務所

東京都中央区日本橋室町3-3-3 CMビル9階

T E L : 03-6219-5505

H P : <http://www.hokenzeimu.com/>

### あがたグローバル税理士法人

東京都中央区京橋1-1-9 入船本館7階

T E L : 03-5200-1044

H P : <http://www.ag-tax.or.jp/>

### 小松満義公認会計士・税理士事務所

東京都中央区東日本橋3-7-8-1001

T E L : 03-5843-8454

H P : <http://www11.ocn.ne.jp/~komatsul/>

### 森田会計事務所

東京都江東区亀戸2-36-9 パークキューブ亀戸401

T E L : 03-5875-1641

H P : <http://www.morita-tax.biz/>

### 税理士法人タックスウェイズ

東京都目黒区目黒2-10-8 第2アトモスフィア青山ビル6階

T E L : 0120-945-845

H P : <http://taxways.jp/>

### A&K パートナーズ税理士法人

東京都世田谷区等々力4-5-13

T E L : 03-3702-7011

H P : <http://www.akiyama-p.co.jp/>

### 小嶋税理士事務所

東京都立川市曙町1-25-12 オリピック立川ビル4階

T E L : 042-540-9958

H P : <http://www.kojimatax.com/>

### [ 中部北陸サポートセンター ]

#### 久納公認会計士事務所

愛知県名古屋市中区栄3-27-33 ロータリー栄ビル2階

T E L : 052-262-5608

H P : <http://www.kunoh-kaikei.com/>

### 葵総合税理士法人

愛知県名古屋市中区千代田 3-14-22

T E L : 052-331-1768

H P : <http://www.aoi-cms.com/>

### ミッドランド税理士法人

愛知県名古屋市中区栄 3-18-1 ナディアパークビジネスセンタービル 13 階

T E L : 052-261-6815

H P : <http://www.mac-g.co.jp/>

### 税理士法人中央総研

愛知県名古屋市中区丸の内 2-19-24

T E L : 052-232-7800

H P : <http://www.cri-nagoya.com/>

### 税理士法人竹長会計

福井県敦賀市中央町 1 丁目 8-33

T E L : 0770-24-0855

H P : <http://takenaga.jp/>

### [ 近畿サポートセンター ]

#### 末吉税理士法人

大阪府大阪市北区梅田 1 丁目 2 番 2-1000 号 大阪駅前第二ビル 10 階

T E L : 06-6457-3880

H P : <http://www.sueyoshi.or.jp/>

#### 税理士法人 S B C パートナーズ

大阪府大阪市北区太融寺町 3 番 24 号 日本生命梅田第二ビル 3 階

T E L : 06-6315-1819

H P : <http://www.c-sbc.co.jp/>

#### 二宮健司税理士事務所

大阪府大阪市北区曽根崎 2-5-10 梅田パシフィックビル 11 階

T E L : 06-6313-0707

#### 福井規之税理士事務所

大阪府大阪市北区野崎町 7-8 梅田パークビル 9 階

T E L : 06-6311-0005

H P : <http://www.fcubic.jp/>

#### 税理士法人 マネイジメント総研

大阪府大阪市中央区本町 3 丁目 5 番 2 号 辰野本町ビル 10 階

T E L : 06-6263-5000

H P : <http://www.tmi.or.jp/>

#### 内橋慎一税理士事務所

大阪府大阪市中央区道修町 2-6-7 淀屋橋近藤ビル 9 階

T E L : 06-6185-5880

H P : [http://www.kaikei-home.com/uchihashi\\_f\\_eyes/](http://www.kaikei-home.com/uchihashi_f_eyes/)

### 三木保宏税理士事務所

大阪府大阪市中央区鑪屋町 1-2-10 西山ビル 4 階

T E L : 06-6920-1616

H P : <http://www.riekil0bai.com/>

### 税理士法人銀河

大阪府大阪市福島区海老江 7-3-4

T E L : 06-6453-3137

H P : <http://zenjou.com/>

### 税理士法人総合経営

京都府京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 529 番地 ヒロセビル 9 階

T E L : 075-256-1200

H P : <http://www.sogokeiei.co.jp/>

### [ 西日本サポートセンター ]

#### 税理士法人はやぶさ

兵庫県神戸市中央区江戸町 98 番地の 1 東町・江戸町ビル 2 階

T E L : 078-325-2660

H P : <http://www.z-hayabusa.or.jp/>

### 光廣税務会計事務所

広島県広島市中区寺町 5-20

T E L : 082-294-5000

H P : <http://www.office-m.co.jp/>

### 税理士法人吉井財務研究所

岡山県岡山市北区青江 1 丁目 4 番 16 号 吉井ビル 2 階

T E L : 086-226-5265

H P : <http://www.yoshiizaimu.co.jp/>

### [ 運営協力機関 ]

#### 一般社団法人 民事信託活用支援機構

東京都千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア 1134

T E L : 03-3524-7258

H P : <http://www.shintaku-shien.jp/>

### 司法書士法人ソレイユ

東京都千代田区丸の内 2-2-1 岸本ビルヂング 6 階

T E L : 03-3214-2107

H P : <http://votre-soleil.com/>

### [ 運営事務局 ]

#### 株式会社 J P コンサルタンツ・グループ

東京都千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア C N 304

T E L : 03-5259-8089

H P : <http://www.jp-cg.jp/>